

石川県広報誌企画、編集、制作管理及び撮影業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

県民の県政への理解と関心を高め、県政への参加を促進するため、県の施策や県内情報等を掲載する石川県広報誌を発行する。企画、編集、制作管理及び撮影業務にあたり、民間事業者からプロポーザル(企画提案)を受け、業務遂行能力や費用等を総合的に審査し、最も適格な受託事業者を選定する。

2 委託業務の概要

(1) 業務名称

石川県広報誌の企画、編集、制作管理及び撮影業務

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 委託費用

6,200千円(消費税及び地方消費税含む。)以内

3 スケジュール(予定)

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) 公告 | 令和6年2月27日(火) |
| (2) 参加申込書等、質問票提出期限 | 令和6年3月11日(月) |
| (3) 企画提案書等受付期限 | 令和6年3月22日(金) |
| (4) 選定結果通知 | 令和6年3月下旬 |
| (5) 契約の締結 | 令和6年4月 1日(月) |

4 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる条件の全てに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 石川県内に本社、支社または営業所を有する法人であること。
- (3) 石川県財務規則（昭和 38 年石川県規則第 67 号）第 111 条第 2 項の規定による資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者又は契約締結の日までに資格者名簿に登録される者であること。
- (4) 石川県から競争入札の指名停止または見積り合せへの参加排除を受けて、参加申込書及び企画提案書受付期間において、指名停止または参加排除期間中にある者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。

- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下、同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 過去 5 年以内に定期刊行物の制作又は編集の履行実績があること。
- (8) 石川県の納税義務を有する者にあつては、当該県税全般について、未納がない者であること。

5 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次のとおり参加申込書を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年3月11日（月）午後5時必着

(2) 提出書類及び部数

① 公募型プロポーザル参加申込書【様式1】〈1部〉

② 事業者概要【様式2】〈1部〉

※定款、役員名簿、パンフレット等も添付すること

※事業者概要に記載された制作・編集実績のうち一つについて、契約書又はこれに類する書類及び当該刊行物のコピー等を添付すること

③ 石川県が発行する納税証明書〈1部〉

(3) 提出方法

持参又は郵送

※提出書類を郵送する場合、担当者に事前に電話連絡の上、記録が残る方法により提出期限までに必着させること。

(4) 提出先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地石川県庁行政庁舎4階
石川県総務部知事室戦略広報課広報グループ

電話番号：076-225-1239 FAX：076-225-1363

メールアドレス：e130500b@pref.ishikawa.lg.jp

なお、持参の場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時迄とする。

(5) 参加の辞退

参加申込書（【様式1】）を提出したにもかかわらず、事情等により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届【様式3】を提出すること。

6 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書に関する質問がある場合は、次により提出すること。

(1) 提出期限

令和6年3月11日（月）午後5時必着

(2) 提出方法

質問票【様式4】を電子メールにより提出し、送付後必ず電話により着信確認を行うこと。

件名は「石川県広報誌制作業務委託に係る質問」とすること。

(3) 提出先

上記5(4)に同じ。

(4) 質問への回答方法

電子メール

なお、実施要領及び仕様書の補足事項として、周知の必要があると認められる場合は、参加申込書提出者に周知する。

(5) 留意事項

企画提案書の審査に係る質問は受け付けない。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和6年3月22日(金)午後5時必着

(2) 提出書類及び部数

①企画提案書〈正本1部 副本4部〉

別添「企画提案書及び見本誌作成要領」に基づき作成すること。

②見本誌〈5部〉

別添「企画提案書及び見本誌作成要領」に基づき作成すること。

③制作スタッフ一覧【様式5】〈1部〉

④見積書(様式任意)〈1部〉

- ・宛先は「石川県知事 馳浩」とすること。
- ・一式計上ではなく、企画、編集、制作管理、撮影に必要と思われる項目毎に積算内容を明記し、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。
- ・見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計金額を明記すること。
- ・見積額が2(4)委託費用を上回った場合は、審査の対象としない。

(3) 提出方法

持参又は郵送

※提出書類を郵送する場合、担当者に事前に電話連絡の上、記録が残る方法により提出期限までに必着させること。なお、封筒に「県広報誌制作業務委託関係書類 在中」と朱書きすること。

※別途、①～④のPDFデータについて、電子メールにより提出すること。件名は「プロポーザル企画提案書等の提出」とすること。

(4) 提出先

上記5(4)に同じ。

なお、持参の場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時迄とする。

(5) 留意事項

- ・提出できる企画提案書及び見本誌は1案とする。
- ・提出期限までに提出しない者は辞退したものとみなす。
- ・一度提出した企画提案書等はこれを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- ・企画提案書等の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- ・提出された企画提案書等は、審査に必要な範囲において複製する。

8 企画提案書等の審査

企画提案書を提出した者（以下「参加者」という。）を対象に、「9 選定方法」に基づき審査を実施する。

なお、審査は、企画提案書の書類審査のみとし、プレゼンテーション審査は実施しない。

9 選定方法

- (1) 別紙「プロポーザル審査基準」に基づき、石川県広報誌企画、編集、制作管理及び撮影業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下、審査委員会という。）において、審査を行うものとし、最も評価の高い参加者を契約の相手方として選定する。

(2) 参加者が1者の場合、提案者の合計点が満点（100点×評価する審査委員数）の6割に達したときに、契約の相手方として選定する。

(3) 審査委員会は非公開で行う。

(4) 失格

次のいずれかに該当した場合は、失格となることがある。

- ・審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ・他の参加者と企画提案書等の内容等について相談を行うこと。
- ・実施要領又は仕様書に適合しない書類を作成すること。
- ・提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

10 選定結果の通知

選定結果は、電子メール又は書面により参加者に通知する。

なお、審査内容及び採点、選定結果に係る質問や異議は一切認めない。

11 契約の締結

(1) 石川県は、審査委員会が最も優れた提案を行ったとした参加者と本件業務委託について、別途あらためて内容を協議した上で契約を締結する。

ただし、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合等において、契約の締結を行わないことがある。

※本事業の実施は、令和6年2月石川県議会での令和6年度石川県一般会計予算の成立が条件となる。

(2) 上記9により最優秀提案者として選定されたものが、正当な理由なく契約しないとき又は協議が整わなかったときは、審査において順位付けされた上位の者から順に、契約に関する協議を行ったうえで契約を締結することができる。

(3) 契約書の作成に必要な経費は、委託者と受託者双方の負担とする。

12 契約の解除

契約締結後であっても、次に該当する場合は契約を解除することを妨げないものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の申請が明らかになった場合
- (2) 受託者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力が無いと認められた場合

1.3 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができない。

ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、委託者と協議のうえ、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、事前に県に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号または名称）、再委託の概算金額、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

1.4 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要した経費は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、参加者は提出した企画提案書等を石川県に無断で他に使用することはできない。
- (3) 提出された企画提案書等は、審査以外を目的として参加者に無断で使用しない。
- (4) 選定結果として参加者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (5) 本プロポーザルの参加により、石川県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等は、石川県の指示に従うこと。
- (7) 委託期間中に委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。
- (8) 令和7年度において、県が広報誌を発行する場合（令和7年度石川県一般会計予算の成立が条件）は、令和6年度の委託期間中に事業評価及び検証等を行ったうえで、令和6年度の受託者と契約を行う場合がある。
- (9) 実施要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令及びその関係法令並びに石川県個人情報保護条例、石川県財務規則及びその他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。